

社会福祉法人 初花会 さくら苑
(予防) 指定短期入所生活介護 (ショートステイ) 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
福岡県知事指定介護老人福祉施設
介護保険事業所番号 4078800176

指定(介護予防)短期入所生活介護 さくら苑ショートステイは、ご契約者(以下「ご利用者」という。)に対して短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容・契約上のご注意いただきますことを次の通り説明します。

当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要支援」、「要介護」と認定された方が対象となります。

目 次

1.施設運営法人.....	1
2.ご利用施設の概要.....	1

1. 施設運営法人

法人名 : 社会福祉法人 初花会
所在地 : 福岡県築上郡吉富町大字別府655番地1
電話番号 : 0979-22-0203
FAX : 0979-85-0606
代表者名 : 理事長 榊 玲子
設立年月日 : 平成25年5月31日

2. ご利用施設の概要

- (1) 施設の種類 指定短期入所者生活介護、介護予防短期入所者生活介護
- (2) 施設の目的 (介護予防)短期入所者生活介護事業所であるさくら苑ショートステイは、介護保険法令の主旨に基づき、要支援及び要介護状態にある高齢者に対しその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用頂くと共に、入浴、排泄、食事等の介護、支援その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身、機能維持並びにご利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

- (3) 施設の名称 さくら苑ショートステイ
- (4) 施設の住所 福岡県築上郡吉富町大字別府655番地1
- (5) 電話番号 0979-22-0203
- FAX番号 0979-85-0606
- (6) 管理者名 施設長 榎 哲也
- (7) 開設年月日 平成26年4月1日

- (8) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	営業時間内

- (9) 入所定員 10名(ユニット型10名×1ユニット)
- (10) 交通の便 JR日豊線吉富駅より約2km
- (11) 当施設の運営方針 ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う事により、ご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。又、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (12) 通常の営業地域 (福岡県豊前市、築上町、吉富町、上毛町、大分県中津市、宇佐市)
- (13) 第三者評価 受審なし

3.居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入所される際は、個室部屋となります。

居室設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	4室	13.56㎡
個室（1人部屋）	6室	13.89㎡
※ 主な共用設備		
共同生活スペース	1室	78.19㎡
浴室（特養と共用）	3箇所	特殊浴槽設置
医務室（特養と共用）	1箇所	管理棟 1階
トイレ・洗面		各居室内
エレベータ		1機

(2) その他、各個人用ベッド・全トイレ・浴室等にナースコールを設置しています。

(3) スプリンクラーを施設全体に設置しています。

4. 職員の配置状況

職種	職員数	職種	職員数
1. 管理者（常勤兼務）	1名	5. 介護支援専門員（常勤兼務）	1名
2. 介護職員（常勤専従）	2名	6. 管理栄養士（常勤兼務）	1名
3. 生活相談員（常勤兼務）	1名	7. 事務員（常勤兼務）	3名
4. 看護職員（常勤専従）	1名	8. 医師（非常勤兼務）	1名

《主な職員の勤務体制》

職種	
1. 医師	毎週1回 14:00～16:00
2. 介護職員	※ 早出 7:00～16:00 ※ 日勤 8:30～17:30 ※ 遅出 10:00～19:00 ※ 夜勤 16:00～翌日 9:00
3. 看護職員	※ 日勤 8:30～17:30

5. 当施設が提供するサービスと料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

1. 当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の金額をご利用者にご負担頂く場合
- (3) その他の介護サービス加算

上記のサービス加算については、福岡県に申請し、認定が決定したのから随時対応してまいります。

2. 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居宅サービス計画に基づいてサービスを提供します。利用料金の9割が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

① 食 事

当施設では、給食委託業者が作成した献立を当施設の管理栄養士が確認し、栄養並びにご利用者の身体の状態等及び嗜好を考慮した適時適温の食事を提供します。

ご利用者の自立支援のため、離床して共同生活室にて食事をとっていただく事を原則とします。

食事時間 朝 食 : 8:00～
 昼 食 : 12:00～
 夕 食 : 17:30～

② 入浴

週2回以上の入浴又は清拭を行います。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

医師や看護師による健康管理を行います。

⑥ 生活サービス

寝具交換・居室清掃・施設内での可能な洗濯（純毛品・シルク・綿入れ等を除く）を行います。

⑦ 移送サービス

イ 要介護度に拘りなく、ショートステイを利用する際にご自宅から施設、施設からご自宅への送迎をいたします。

※ 通常の送迎範囲：福岡県築上町 吉富町、豊前市、上毛町、大分県中津市、宇佐市

ロ 送迎実施日： 原則毎日実施(土、日、祝日要相談)、年末年始要相談

ハ 送迎時間帯： 8：30～17：30(原則)

⑧ 相談・援助

ご利用者やご家族に対して生活・介護・環境等に関する相談等を行います。

《サービスの利用料金》・・・ 1日あたり

別表1の料金表によって、ご利用者の要支援・要介護度に応じたサービス利用料から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食費及び居住費等の合計金額をお支払ください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要支援・要介護度に応じて異なります。）

◇ 当施設の居住費・食費の負担額

別表1の料金表の料金によります。

☆ ご契約者がまだ、要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料の全額をいったんお支払い頂きます。要支援・要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した『サービス提供証明書』を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆ 具体的な利用料については、軽減措置等の理由でご利用者により異なります。

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

- ① 食費 朝 食 300円
 昼 食 560円
 夕 食 532円
- ② 居住費 1日 2,006円

③ レクレーション活動

ご利用者の希望により、レクレーションに参加していただく事ができます。

ご利用料金 ： 材料費等の実費を頂きます。

④ 日常生活上必要となる諸費用の実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担頂く事が適当であるものにかかる費用をご負担頂きます。

※ 紙おむつ代は介護給付の対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払い

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、翌月15日前後にご請求しますので、請求の月の25日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア 下記指定口座への振込み

西日本シティ銀行 豊前支店 普通預金 3002852

イ 金融機関口座からの自動引落とし

(4) 利用中止、変更、追加

① 利用予定日の前にご利用者本人の都合によりサービスの利用を中止又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに、担当の介護支援専門員を通じて、事業所に申し出てください。

② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。但し、ご利用者本人の体調不良等正当な事由がある時は、この限りではありません。

※ 利用予定日の前日までに申し出があった場合 ： 無料

※ 利用予定日の前日までに申し出はなかった場合 ： 当日利用料金の10%
(自己負担相当額)

③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間または日時をご利用者に提示して協議します。

6. 健康管理

ショートステイ利用中の医療の提供について

ショートステイ利用中の医療はご利用者のかかりつけ医となりますので受診をお願いすることがあります。

7. サービス利用にあたっての留意事項

利用日にご持参いただくもの

- ① 介護保健証及び健康保険証（初回及び保険更新時）
- ② 内服薬及び処置に必要な医療材料
- ③ 履物（転倒防止のためスリッパはご遠慮ください）靴等にしてください。
- ④ 衣類
- ⑤ 洗面用具等
- ⑥ ティッシュ等日用品
- ⑦ 本人が希望するもの
- ⑧ その他必要なもの

8. 施設・設備の使用上の注意

- 当施設の夜間帯は、特養を含め20床のお部屋を1人のスタッフが勤務しておりますので夜間、お部屋の中で急変があった場合発見が遅れることがありますのでご理解ください。
- 故意又はわずかな注意を払えば避けられたにも係わらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は、ご利用者の自己負担により現状復帰していただくか又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- ご利用者に対するサービスの提供及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その際、ご利用者本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 全館禁煙です。
- 貴重品等の管理は自己責任とさせていただきます。当施設では、一切責任を負いません。

9. 事故発生時の対応

状況に応じた措置を取る（家族等への連絡、救急車対応など）

1 0. 身体拘束の禁止に向けての取り組みを行います

但し、ご利用者の身体及び生命に重大な危険を及ぼす可能性が著しく高い場合においては、緊急やむを得ない処置としてご家族の同意の下、必要最小限度の身体拘束を行う場合があります。

1 1. 虐待防止について

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します
虐待防止に関する責任者 施設長 榎 哲也
- (2) 成年後見人制度の利用を支援します
- (3) 虐待等に関する苦情解決体制を整備します
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します

1 2. 守秘義務の遵守

個人情報保護に関する法令等に基づいて遵守します。

1 3. サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為。
- (3) サービス利用中に職員を含む利用者本人以外の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等のインターネットに掲載すること。

1 4. 苦情受付について

①苦情の受付

苦情や相談は、次の窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 (氏名) 生活相談員 三原 竜也

(連絡先) 0979-22-0203

(受付時間) 午前8時30分から午後5時30分

○第三者委員 (氏名) 古賀 茂

(連絡先) 0979-24-2414

(氏名) 上西 裕

(連絡先) 0979-82-1812

○苦情解決責任者 (氏名) 施設長 榎 哲也

(連絡先) 0979-22-0203

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります、又、第三者委員も直接苦情を受け付ける事が出来ます。更に第三者委員は、苦情を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立ち合いなども致します。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関 その他 苦情受付機関

苦情受付の窓口	
吉富町役場 健康福祉課	所在地 : 福岡県築上郡吉富町大字広津 226 番地 1 電話番号 : 0 9 7 9 - 2 4 - 1 1 2 2 受付時間 : 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 0 0 分まで
豊前市役所 福祉課	所在地 : 福岡県豊前市大字吉木 9 5 5 電話番号 : 0 9 7 9 - 8 2 - 1 1 1 1 受付時間 : 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 0 0 分まで
上毛町役場 長寿福祉課	所在地 : 福岡県築上郡上毛町大字垂水 1 3 2 1 - 1 電話番号 : 0 9 7 9 - 7 2 - 3 1 1 1 受付時間 : 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 0 0 分まで
築上町役場 福祉課高齢者福祉係	所在地 : 福岡県築上郡築上町大字椎田 8 9 1 - 2 電話番号 : 0 9 3 0 - 5 6 - 0 3 0 0 受付時間 : 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 0 0 分まで
中津市役所 介護長寿課	所在地 : 大分県中津市豊田町 1 4 - 3 電話番号 : 0 9 7 9 - 2 2 - 1 1 1 1 受付時間 : 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 0 0 分まで
宇佐市役所 介護保険課	所在地 : 大分県宇佐市上田 1 0 3 0 番地の 1 電話番号 : 0 9 7 8 - 3 2 - 1 1 1 1 受付時間 : 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 3 0 分まで
福岡県介護保険広域連合 豊築支部	所在地 : 福岡県豊前市大字八屋 1 7 0 2 - 5 電話番号 : 0 9 7 9 - 8 4 - 1 1 1 1 受付時間 : 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 0 0 分まで
福岡県国民保険連合会 介護サービス相談窓口	所在地 : 福岡市博多区吉塚本町 1 3 番 4 7 号 電話番号 : 0 9 2 - 6 4 2 - 7 8 5 9
福岡県運営適正化委員会	所在地 : 福岡県春日市原町 3 - 1 - 7 クローバープラザ東棟 4 階(社会福祉協議会内) 電話番号 : 0 9 2 - 9 1 5 - 3 5 1 1 受付時間 : 午前 9 時 0 0 分 ~ 午後 5 時 0 0 分まで(月 ~ 金曜日)

さくら苑ショートステイのサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

時間 時 分から 時 分 場所

さくら苑ショートステイ

説明者職 介護支援専門員・生活相談員

担当者名

印

私は、本書面に基づいて事業者からさくら苑ショートステイについて、重要事項の説明を受け、サービスの利用開始に同意しました。

ご利用者 住 所

氏 名

印

私は、ご入居者が事業所から重要事項の説明を受け、さくら苑ショートステイのサービス提供開始に同意したことを確認しましたので、私をご入居者に代わり署名を代行いたします。

身元引受人 住 所

氏 名

印

ご利用者様との続き柄

電 話

身元引受人 住 所

氏 名

印

ご利用者様との続き柄

電 話